

監査措置状況報告書

平成30年3月30日

実施年度	平成29年度	監査種別	財政援助団体等に対する監査（補助金等）	
監査実施日	平成30年1月11日～2月14日			
担当部署	市民活動部 協働推進課	内線	2393	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○協働のまちづくり支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算における支援金の過充当について 敬老会及び地域行事等の事業に対して、参加者等から負担金を徴収しているが、事業の決算額から負担金収入を差し引いた額を超えて、支援金を充当しているものが散見された。（花里地区、一之宮地区、久々野地区） 担当課からは、各まちづくり協議会の決算総額においては過充当でないという説明であったが、負担金収入は、特定財源的な性格を持つため、個々の事業において支援金が過充当とならないよう指導されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回指摘された事項を各まちづくり協議会に伝えました。 ・まちづくり協議会において事業を計画する際には、個々の事業費を積算・積み上げし、全体の事業費を把握した上で、支援金だけでは事業費が不足する場合や支援金を充当できない項目について、協議会の自主財源の充当または負担金等を徴取することとで財源確保に努めています。 ・まちづくり協議会の運営が自主的かつ円滑に進むよう、個々の事業の負担金の内容を踏まえて、過充当とならないよう確認し、助言していきます。 	

監査措置状況報告書

平成30年3月30日

実施年度	平成29年度	監査種別	財政援助団体等に対する監査（補助金等）	
監査実施日	平成30年1月11日～2月14日			
担当部署	市民活動部 協働推進課	内線	2393	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○協働のまちづくり支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算と決算の事業等の相違について <p>支援金交付申請書に添付された収支予算書で計画された事業が、支援金実績報告書の収支決算書において大幅に増減（事業費のうち地域づくり部：5項目→7項目、健康福祉部：5項目→4項目、社会教養部：19項目→7項目、環境安全部：7項目→5項目）していた。また、予算計上されていない備品購入費（1,991千円）、積立金（1,144千円）などが収支決算書に計上されていた。（花里地区）</p> <p>収支予算書、収支決算書等に整合性が無く、予算と決算の比較が困難になっている。</p> <p>協働のまちづくり支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条では、交付決定後に事業内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、支援金変更申請書を提出しなければならないと定めているが、当該地区からは提出が無かった。</p> <p>担当課からは要綱第8条の事業内容の変更には当たらないという説明であったが、これらが、要綱における変更に当たらないのか再検討されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予算と決算の事業等の相違については、収支決算において、変更状況がわかるように記載するよう助言しました。 ・事業内容の変更申請については、まちづくり協議会の総会等において変更の議決がされたものを想定しています。 <p>なお、事業等が変更される場合に総会等において決定が必要か否かについては、引き続き市からも助言していきます。</p>	

監査措置状況報告書

平成30年3月30日

実施年度	平成29年度	監査種別	財政援助団体等に対する監査（補助金等）	
監査実施日	平成30年1月11日～2月14日			
担当部署	市民活動部 協働推進課	内線	2393	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○協働のまちづくり支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算、決算における支出科目について 予備費的な性格のものを負担金・補助金で 予算計上しているもの、役員手当（報酬）を 報償費としているもの、備品台帳に挙げた物 品の購入費を予算では需用費としているもの 及び積立金の決算額が実際の積立額と相違し ているなど、支出科目の相違及び不適正な処 理が見受けられた。（花里地区、一之宮地 区、久々野地区） ・予算、決算に当たっては、適切な支出科目 により、適正な事務処理となるよう配慮され たい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な予算科目で事務処理されるよう指導すると ともに、当課で作成する会計管理手引きの見直しの 必要がないか検討を行います。 	

監査措置状況報告書

平成30年3月30日

実施年度	平成29年度	監査種別	財政援助団体等に対する監査（補助金等）	
監査実施日	平成30年1月11日～2月14日			
担当部署	市民活動部 協働推進課	内線	2393	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○協働のまちづくり支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品の管理について <p>要綱第16条では財産の管理について定めており、支援金により取得した財産を支援金の交付の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。ただし、耐用年数を経過した場合はこの限りでないとしている。</p> <p>担当課が平成27年に配布した協働のまちづくり手引きには、備品台帳の作成例に耐用年数の記載がないため、備品台帳に耐用年数を記載するなど、管理の方法を統一された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・備品の管理における、耐用年数の取り扱いについては、各まちづくり協議会事務局に備品の耐用年数の考え方を説明するとともに、併せて当課で作成する会計管理手引きについて、備品の耐用年数に関する説明の改正と、国税庁が示す減価償却資産耐用年数一覧表を追記する方向で見直しを進めます。 	

監査措置状況報告書

平成30年3月30日

実施年度	平成29年度	監査種別	財政援助団体等に対する監査（補助金等）	
監査実施日	平成30年1月11日～2月14日			
担当部署	市民活動部 協働推進課	内線	2393	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○協働のまちづくり支援金</p> <p>・まちづくり担当職員及び支援職員の役割について</p> <p>まちづくり担当職員（以下「担当職員」という。）は、まちづくり担当職員設置要綱第3条に基づき任命されている。同要綱第5条には、担当職員の職務を定めており、その中のひとつに、まちづくり協議会の財政運営についての指導及び助言がある。</p> <p>また、まちづくり支援職員（以下「支援職員」という。）は、本庁担当課の職員及び支所のまちづくり協議会担当職員であり、主にまちづくり協議会事務局と関わり、まちづくり協議会の成長を促進するための指導・助言を行うこととなっている。</p> <p>担当職員及び支援職員によるチェック体制が機能するよう努められたい。</p>	<p>・協働のまちづくりの趣旨から、地域の自主性を尊重して、協働のまちづくりを進めています。引き続き、市の担当職員や支援職員が適切な指導・助言ができるよう、情報共有など庁内の体制を整えていきます。</p>	